

柏原市低所得世帯等に対するハチ類の巢駆除実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得世帯等に対しハチ類の巢の駆除費用を市が負担することで、安全な市民生活の確保を図ることを目的とする。

(駆除依頼対象者)

第2条 ハチ類の巢駆除を依頼することができる者は、市内においてハチ類が営巣した建物もしくは土地の所有者・管理者及び借主。

2 前項に規定する者は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 70歳以上の高齢者のみの世帯であって市民税所得割が課されている者のいない世帯
- (2) 生活保護世帯
- (3) 非課税世帯（世帯全員が市民税非課税）
- (4) 身体障害者手帳1・2級を交付された単身世帯
（70歳以上と同世帯であれば該当）
- (5) その他市長が特に必要と認めたもの

3 ハチ類の巢駆除を依頼するものは、「ハチ類の巢駆除依頼書」を市長に申請しなければならない。

(駆除の対象)

第3条 前条第2項の世帯で、市内の建物、施設、樹木等（以下「建物等」という。）にハチ類が営巣し、人的な被害を及ぼすおそれがあるものとする。

2 駆除作業に際して、建物等を損傷し、または破壊するおそれがある場合（所有者等が当該建物等を損傷し、又は破壊すること及び復旧にかかる費用の請求を行わないことに同意した場合を除く。）は、駆除の対象としない。

(指示)

第4条 市長は、第3条第2項に該当するものから依頼を受けたときは、速やかにハチ類の駆除を委託業者に指示するものとする。

(報告)

第5条 委託業者は、報告書等に必要な書類を添付し、駆除処理等の結果を市長に報告しなければならない。

(支払い)

第6条 前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、委託業者に請求書を提出させ、その支払い事務を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

八子類の巢駆除依頼書

平成 年 月 日

柏原市長 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

柏原市低所得者世帯等に対する八子類の巢駆除実施要綱第2条第3項の規定により、次のとおり八子類の巢駆除依頼書を提出します。

八子駆除の所在地	
営巢の場所	
八子の種類	
世 帯	<input type="checkbox"/> 70歳以上の高齢者のみの世帯であって市民税所得割が課されている者のいない世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級を交付された単身世帯

備 考：市負担の対象世帯に該当しているか、環境保全課の方で調査することに同意する場合は下記口にチェックを入れてください。

同意する

※ 同意しない場合は、証明できる書類を添付すること。